

## 「建設業における化学物質管理者講習」の実施について

建設業労働災害防止協会愛媛支部

令和4年労働安全衛生規則（安衛則）等の一部改正により、安衛則第12条の5に基づき、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任することが義務付けられました。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場において選任する化学物質管理者は、令和4年9月7日付け基発0907第1号（改正：令和5年7月14日付け基発0714第8号通達（以下「講習通達」という。）において、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者の中から選任することが望ましいとされています。

標記講習は、建設事業者が化学物質管理者を選任する際に、その要件として講習通達が推奨している化学物質管理者講習に準ずる講習であり、建設事業場の担当者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に、建設業者に代わって当支部が実施いたします。

受講対象者：満18歳以上の方で化学物質を取り扱う建設業の事業場における  
安衛則第12条の5に規定する化学物質管理者又は選任予定の者